

## ◎議 事 日 程（第2号）

平成17年9月13日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第22号 愛西市に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第2 議案第23号 愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第24号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第4 議案第25号 愛西市火災予防条例の一部改正について
- 日程第5 議案第26号 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第27号 愛西市職員定数条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第28号 愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第29号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第9 議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第10 議案第31号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第11 議案第33号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第34号 平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第35号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 認定第1号 平成16年度八開村水道事業決算認定について
- 日程第15 認定第2号 平成16年度佐織町水道事業決算認定について
- 日程第16 委員会付託について

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## ◎出 席 議 員（55名）

1番	日 永 貴 章 君	2番	築 地 一 貴 君
3番	吉 川 三 津 子 君	4番	榎 本 雅 夫 君
5番	岩 間 泰 彦 君	6番	田 中 秀 彦 君
7番	村 上 守 国 君	8番	岡 本 敏 秋 君
9番	岩 田 豊 君	10番	後 藤 嘉 親 君
11番	田 島 長 生 君	12番	青 山 治 重 君
13番	真 野 和 久 君	14番	鬼 頭 勝 治 君
15番	杉 野 正 彦 君	16番	浜 本 七 重 君
17番	平 野 博 吉 君	18番	八 木 一 君

19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
48番	横井滋一君	49番	石崎たか子君
50番	伊藤米郁君	52番	渡辺治雄君
53番	佐藤勇君	54番	太田芳郎君
55番	加藤正利君	57番	金森懿市君
58番	柴田義継君		

◎欠席議員（2名）

47番	林輝光君	51番	堀田幸比古君
-----	------	-----	--------

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	秘書室長	水谷正君
総務部長	杉山政男君	企画部長	石原光君
教育部長	八木富夫君	経済建設部長	篠田義房君
上下水道部長	若山富士夫君	市民生活部長	藤松岳文君
保健・福祉部長	中野正三君	消防長	古川一己君
部佐	加賀和彦君	立田	伊藤忠俊君
総合支所長	飯田十志博君	総合支所長	山崎敏次君
八開		佐織	
総合支所長		総合支所長	

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 辰 雄  
書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

---

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

本日は大変御苦労さまです。

本日は、47番の林 輝光議員と51番の堀田幸比古議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続議会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第22号（質疑）

○議長（横井滋一君）

日程第1・議案第22号：愛西市に収入役を置かない条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

収入役を置かない条例の制定について、3点ほど質問をしたいと思います。

まず第1点は、収入役の事務、そして助役の事務をどのように位置づけて兼掌可能と判断したかということです。

収入役の事務は、自治法の170条に、収入役は会計事務をつかさどるとして七つの事務を具体的に定めています。一方、助役の仕事は、168条には収入役のような具体的な例示はありません。市長と一体となって施策の具体化や執行を行うとともに、市民の声、そして議会の意向を市長に提言できる位置にあって、万が一市長が市民の声を無視して暴走したときは、ブレーキの役割も果たさなければなりません。また、市長に事故あるときは市長の代役も務めます。このように、定型的に事務は定めてありませんけれども、助役の仕事は、市長と相談しながらつくり上げていく大変創造的な仕事であり、やればやるほど仕事は広がっていくというのが私の理解であります。

合併1年目ということもあり、これから具体化していかなければならない課題は山積みをしています。収入役の仕事を含めれば、助役が本来しなければならないこれらの仕事に支障や制約を生じさせることにならないかどうか。市長は、それらの点も含めて、なぜ兼掌可能と判断されたかを御説明いただきたいというふうに思います。

それから、参考までに教えていただきたいんですが、この168条の2項のただし書きで、兼掌している市は、この全国、愛知県、何自治体あるのかも具体的な事例を示していただきたいというふうに思います。

それから二つ目は、今度の提案が、組織や機構の見直しの議論と連動しながら見直すことになったかどうかという点であります。この点では、6月議会で私は、繁忙の偏りに触れながら、総合支所を強化する方向で組織・機構を見直すように提案をいたしました。今どのような議論をしているのか、既に一定の案を持っているのか、御説明いただきたいというふうに思

います。

3点目は、会計室の問題について、現在5人でありますけれども、収入役が助役を兼掌することになりますと、この会計室の強化の必要はないかどうか。そして、法的には絶えず会計事務をつかさどる者が欠けたときの代理する吏員をきちっと定めることになっていますが、現在はどのようになっているのか、兼掌することによってその点はどのようになるのか、説明いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

#### ○助役（山田信行君）

それでは、御質問をいただきました3点の関係につきまして、まず私の方から、考えているところを述べさせていただきますと存じます。

まず、収入役、助役ともに、その職務権限の関係につきましては、地方自治法で、先ほどおっしゃいましたような根拠条文に基づいて明確に示されているところでございます。助役の関係も、首長さんを補佐しながら職員の担任する事務を監督する立場にありますし、また収入役は会計事務をつかさどる責任者であると。ともに市長を支える重要な立場にあるという、また位置づけにあるということを私どもは認識をしております。

そうした認識の上で、愛西市の職員の機構のことをちょっと申し上げますと、例えば愛西市と同じような類似団体の部課長の職員数を比べてみますと、愛西市は14人の部長がおりますが、隣の津島市は9人です。また、愛西市の部課長は、総数で82人の職員がおります。そういったことで、この助役を支える補助組織、そういったものが愛西市は今のところ充実していると考えます。

その一方で、収入役の会計事務につきましても、最近は電算システムを完備しておりますし、そのおかげで出納関係帳簿類のチェックも容易になりましたし、また公金の管理もきちんとできる体制ができましたので、そういった実態を踏まえて、なおかつ合併市町村で10万人未満の市においては、この収入役が必ず置かねばならないという規定から除外をされましたので、そういったことを踏まえまして、私ども助役が収入役の事務を兼掌できると、そのように判断をいたしましたわけでございます。

それで二つ目の、組織・機構の見直しの関係でございますけれども、御指摘をいただいたことはそのとおりでございますが、私ども、こういった部課長の多い組織をいつまでも続けていく考えはございませんでして、一定の愛西市の事務事業が軌道に乗ってきたときには、それなりに組織の簡素化、スリム化、そういったものを当然考えていかなければならないと思っているわけでございます。そういった上で、なおかつ行財政改革を進めていく上で、こういった特別職の兼掌という目に見える形での機構的な見直しをまずやって、職務を意識づけるべきではないだろうか、そういったことを踏まえまして。

そして、その場合、愛知県下とか全国的に助役が収入役を兼掌している自治体数は幾つかというお話でございますが、県内でいえば、岩倉市に次いで二つ目の市になります。全国的には、隣の岐阜県でも羽島市だとか関市だとか、そういったところが既に収入役を廃止しております、全国的には相当の自治体数があると。具体的な数はちょっと把握しておりませんので

申しわけございませんが、全国的にはそういうような傾向がございます。また、愛知県下の町村でいえば、16の自治体が今既に収入役を廃止しております。

また、会計室の関係でございますが、今、会計室の組織は、課長級の室長を初め5人の体制で職務をこなしておりますけれども、この合併直後の大変なときに、この職員、若干補正予算にも上がっておりますが、時間外勤務をしながらもこの半年間こなしてきたということでは、私ども、本当に敬意を表しておるところでございます。

こういった会計事務も、大分事務が平準化してきておりますので、こういったことを踏まえながら、また公金の運用などもそれなりにきちんとこれからはやっていくべきではなかろうかと、そういったことを考えておりますので、今回の組織の見直しなどにつきましては、そういった会計事務全般を掌握できたり、また指揮・監督のできるような職員を配置していきたいと、そんなようなことも考えております。以上でございます。

### ○38番（永井千年君）

ちょっと質問とずれる部分がありましたけれども、私は合併直後という大変な時期に、今のお話だと、兼掌することがスリム化の見本であるかのような説明がありましたけれども、今、大切なのは、こうした山のように具体化していかなければならない課題について、その検討の作業をどのように進めるかということが一番大事なところだろうと思うんですよね。その中心になるのは、執行部、市長やその補助機関がまずきちんと行われなければならないのでありますから、これを今この時期に兼掌のようなやり方で、例えば収入役の事務と助役の事務がどういうバランスかという説明は今ありませんでしたので説明いただきたいんですが、定型的な事務と定型的でない仕事を我々がやる場合には、どうしても定型的な事務の方に重点が置かれがちだという部分もあるかと思うんですよね。今、私が説明しましたような、市長の言われている施策の具体化の作業と市民の声をどう具体的な施策として市長に提言していくのかと、そういうものについては、やらなければやらないで、それで済んでしまうようなことだろうと思うんですよ。だから、今の時期、僕はその助役としての仕事が本当に、今言ったような意味で大事だというふうに思いますので、単なる決意表明ではちょっと納得がいかない部分があるんですね。今そういう説明が十二分にされなかったものですから、聞きたいのはそのところなんです。そこをちょっともう一度説明をいただきたいというふうに思います。

それから、機構のこの見直しの問題については、行政改革、スリム化というふうな言葉が出ましたけれども、これは職員の数を減らしていくということなのか、一方でスリム化する組織もあるけれども、例えば住民対応の窓口については、総合支所の繁忙が偏っておるという問題なんかの解決のために、そこはきちっと適正な配置がえを行うことによって充実していくということなのか、もうちょっと突っ込んだ説明をいただきたいというふうに思います。

それから、3番目の問題は、これはもう現状でやっていくということで理解してよろしいでしょうか。特に数をふやしたりというようなことはなぶらないという、今、説明でしたでしょうか。

### ○助役（山田信行君）

それでは、まず私の方からお答えをさせていただきますけれども、まず最初の、大変な時期でいろんな課題が山積しているんじゃないだろうかというような御指摘でございますが、こういった関係、それぞれ私ども、部長なり課長なりと意思疎通を図るために週1回、幹部会というような場も開いております、それぞれの問題点などの情報交換をしておりますので、そういった関係からも一応の達成はできるのではなかろうかと思っております。

また、総合支所との関係などで、若干職員の過不足の関係なども御指摘をいただいたわけでございます、10月には全体的な職員の配分の関係も踏まえまして、異動をしていきたいということも考えております。

それで会計室の組織につきましても、公金の管理が十分できるようなポストの職員を配置していきたいと、そのように考えております。

○38番（永井千年君）

3点目はふやすということですか。だから、もっと能力のある人に入れかえるという意味ですか。どういう意味ですか。

○助役（山田信行君）

まだ最終的なことまでは、全体的のことはきちんと決まっておきませんので、一つの考え方としてお示しをいたしますけれども、やはり課長級の職員ではなくて、もう少しそれなりの責任が持てる職員を配置していきたいと、そういうことでございます。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

○38番（永井千年君）

欠けたときの会計事務の代理吏員の問題について、ちょっと答弁がなかったのです。

○助役（山田信行君）

例えば収入役が事故とか病気などで代理するときだとか、欠けたときの対応でございますけれども、当然会計室長がまず第1優先順位になりまして、その次にはそれなりの課長補佐なり係長という順位で事務を代理させると、そういうことになっております。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、他に質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第23号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・議案第23号：愛西市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第24号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第3・議案第24号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第25号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・議案第25号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

今回の条例改正で、1点お尋ねをいたします。

新旧対照表の方を見るとわかりやすいんですけども、第29条の5号で、「山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしない」という形で今回出てきましたが、この点について、愛西市内で、こうした指定をする場所というのが現在あるのかどうか。例えば、思いつくところと言うと木曾川等の河川敷、あるいはそれぞれいろんな川等の堤防とか、そうしたところは、やはり非常に火災等については禁煙をかけるところだとは思いますが、具体的にそうした指定があるのでしょうか。また、今後指定する場所をどういうふうに検討していくのでしょうか。

○消防長（古川一己君）

ただいまの御質問でございますけれども、この条例で規定した山林・原野等に該当するところがあるかということでございますけれども、現在、私どもの管内にはそのような場所はございません。これは、あくまでも消防法で申し上げます火災の種類は林野火災、原野火災ということでございまして、この原野といいますのは、雑草、灌木類が自然に育成をしております、人が利用していない部分の土地ということで規定しておりますので、現在はございません。ただ、この条例改正の中で、私どもの消防本部の方でもいろいろ、幹部、協議をいたしまして、この条項、号を追加するかといういろんな意見を聞かせました。その中において、この条項を入れることにより、先ほど御指摘がありました木曾川河川敷等も、最悪、指定できる可能性もあるのではないかという判断もしております。また、これは消防法の23条の方での規定も考えております。



それともう1点は、この愛西市の市民の皆さん方が、各地区、山林、山登り等、出かけられるときのモラルの啓発にもこれが効果があるのではないかとということで、この1号を追加させていただきましたので、御理解のほど、よろしく願いをいたします。以上です。

○13番（真野和久君）

とりあえず愛西市の中には、この項に入るところは該当しないと、当てはまらないというふうで、今、答弁がありました。ただ、先ほども言われたとおり河川敷等、指定できるのではないかというような議論もあるということですけれども、特に最近空き地等がふえていまして、休耕田等も大きくて、その中では草が生えて、なかなかそうしたものが処理されていないところが非常にたくさんあります。それは民家等でもかなり今ふえておりますけれども、そうしたところも含めて、そうしたことをきちっと考えてチェックしていく必要があると思いますし、また、これを定めても、今後啓発をやっていかなければあまり意味がないということにもなりますので、啓発活動についてはどのように考えているのか、お願いします。

○消防長（古川一己君）

今回の条例の改正部分でございますけれども、この改正につきましては、火災警報発令中の行為の制限でございます。なお、通常の、先ほど御質問の中にもありましたように、空地の雑草地といいますか、そういう部分につきましては、予防という面で、私どもこれから調査に入りまして、年末、枯れ草になってきた部分、そのころに各所有者の方へ処理の通知を出して、この処理、除去をお願いしているわけでございます。

また、広報につきましても、火災警報を発令した場合、車両等、また各看板、吹き流しの掲揚という面で、広報の活動に入る予定であります。以上でございます。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第26号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第26号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

一般廃棄物処理業の許可取り消しの時期の判断基準についてお伺いいたします。

市が許可を取り消すのは、欠格要件に触れたときであるのはもちろんですけれども、その要件には、刑の確定など公的判断だけではなく、経済的基盤とか、おそれ条項とか、状況に応じて市みずから判断できる要件もあります。このような法律のもと、通常、市として、許可を

取り消すときの判断基準は設けていらっしゃるのか。設けているならば何かをお聞きしたいと思います。

また、愛西市が辻清掃に一般廃棄物収集運搬業の許可をしている問題ですけれども、先日の中日新聞を読んで、ちょっと合点のいかないことがあります。それは、平成14年5月の環境省からの通達文によると、役員が再委託禁止違反を犯した場合は、許可の取り消しを下さい。一たん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に離任したとしても取り消し処分を行うべきとなっていますが、新聞記事には、元役員は控訴をせず、会社側は、刑が確定すると自治体に迷惑をかけるので控訴をするとのコメントを出していました。また、環境省の文書には、違反行為とは、刑事処分や行政処分を受けている必要はなく、違反行為の事実が客観的に明らかである場合とされており、この環境省文書から考えれば、市として判断がおくれているように感じるわけですが、この環境省の考え方と愛西市の考え方がどうして違うかを含め御説明ください。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

許可の取り消しの時期、また判断基準ということでございますが、先ほど吉川さんのお話にもありましたように、裁判などの司法の場で判断されれば当然取り消す。また、その他の場合でございますが、事実関係などを調査いたしまして聴聞会を開き、取り消しが相当であるという判断をし、取り消しをしていくという形になろうかと思えます。

また、先ほど環境省の関係のお話でしたが、私、そこまで研究をいたしておりませんでした。まことに申しわけございません。早急に私ども勉強して対応してまいりたいと思っておりますので、お願いしたいと思えます。

#### ○3番（吉川三津子君）

あと、一般廃棄物の業の許可を与えている自治体というのは愛西市だけではないと思えますけれども、その他の自治体との情報連携というものがとられているのか、ぜひその辺、どういった形でとられているのか、お聞きしたいと思えます。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

吉川議員のおっしゃるとおり、いろいろな行政、例えば津島市ですとか、隣接しているところもあるわけでございます。津島市等とも常に電話等で連絡しながら、事あるごとに調整をしながら進めてまいっておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

#### ○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○38番（永井千年君）

廃棄物の許可行政については、全体的な流れが県の許可行政につき従うというふうになっている傾向が非常にあると思うんですよね。私自身、原告として6年近く、焼却炉設置に対する取り消しの裁判を求めてまいりましたが、ここの中でもつくづく感じましたのは、県の行政というのは非常に業者寄りで、許可をするところという傾向が非常に強くて、一たん許可したもののについては、よほどのことがない限り取り消さない。取り消したくないものですから、業

者に頼み込んで許可返上で決着をつけると。こういうのが、私自身が経験した裁判にも絡んだ県行政の姿でありますけれども、そうであるからこそ住民に非常に身近ないろんな話、対話をしてみえる、接触をしてみえる市の当局としては、県につき従うのではなくて、この法律に基づいて独自にこの欠格条件その他についてチェックをする能力を身につけて、独自にチェックをしていくということが非常に大事ではないかなあというふうに思っています。

この点で、今回の改正が、まず第1点、この4項がちょっと手元になかったものですから、4項の内容についてちょっと説明をいただきたいと思うのと、それから、あくまでその業務に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合という条項も、今も指摘されました、おそれ条項というものもあるわけでありますので、単なる欠格要件が、県に聞くとか、県警に聞くとかということだけではなくて、市独自に、たとえ暴力団だとかそういう問題なんかについても、県警に聞いても、例えば、実際には暴力団の準構成員であるけれども、暴力団の名簿に載っていなければ、県警からの回答は、これは暴力団員ではありませんよというような回答が来るので、欠格要件に該当をしないということにもなりますので、やはり独自に、おそれ条項も含めて、あくまで市民の立場に立って厳密なチェックをしていく必要があるだろうと思いますが、その点、現在、市はちゃんとした能力があるというふうに自覚しているのか、市民の利益を守る点では、もうちょっとそのチェック能力を身につけて、外部の専門家の力もかりて、ちゃんとやっていかなければならないというふうに認識しているのか、そのあたりの現状に対する認識を説明いただきたいというふうに思います。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

第4項でございますが、少し朗読をさせていただきますが、さきの提案の折にも朗読をいたしました、4といたしまして、「申請者が次のいずれにも該当しないこと」ということで、まずイでございますが、成年被後見人もしくは被保佐人、または破産者で復権を得ない者。ロといたしまして、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。ハといたしまして、この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、その他生活環境の保全を目的とする法律で、政令で定めるもの、もしくはこれらの法令に基づく処分、もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第31条第7項を除く）の規定に違反し、または刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第223条、もしくは第247条の罪、もしくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、これらの者が、申請者が該当しないというようなことで、そのほかにニ、ホ、ヘ、トを抜きまして、チ、リ、ヌというような形でそれぞれ規定がございます。これら、先ほどお話がありましたように、許可業者の変更または届け出の場合に、それぞれの関係機関等の署名を添付していただきましてチェックをするわけでございます。また、それらの条項チェックと、それからのチェックということも、永井議員、おっしゃったわけですが、極力私どもも、まだまだ不勉強な点もございます。それらの関係機関と連携をして、照会をして、情報を収集に努めてまいりたいと考えておりま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○38番（永井千年君）

一般廃棄物の許可行政と産業廃棄物の許可行政と、産業廃棄物の許可行政については、担当の方から県に対してたびたび、市民からこういう要望が出ておるといふことで、さまざまな要望を伝えていただいていると思ひますけれども、結局、県に対して強い交渉をするといふことになりますと、みずからがやらなければならないといふ一般廃棄物の許可行政についても、まず、みずからきちとしたものを確立することと並行して行われなくちゃいけないと思ふんですよね。具体的に、今の話だと、みずからチェックをしていくといふことについて、どの点のことを考えてみえるのか、ちょっとよくわからなかつたんですが、照会をするだとかいふのは、それは従来からやられていることですが、それ以外にどんなことをやるのか、ちょっと説明ではわからないんですが。

○市民生活部長（藤松岳文君）

照会をするといふことをございます、一番重要な点になろうかと思ひます。私どもの持つておる情報には限りがございます。それぞれ、先ほど申し上げましたようにいろんな条件があつたわけをございます、それらの情報等も照会しなければわからないような条件ばかりでございます。また、この条例、国・県の方でもまだ施行細則の方が固まつておりません。私どものところまで届いておりません。それらも勉強しながら進めてまいりたいと思つておりますので、私どものこの照会といふお言葉で不足かもしれませんが、まだまだこれから進めていくべきことだと思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「何の施行細則でしたか」と38番議員の声あり〕

それは、先ほど申し上げました、国の方の改正がされました、その細則がまだ定まつておりませんので、私どもの手元まで届いておりません。それがどのように取り扱われるのかわかつておりませんので、そこら辺も調べた後、この事務を取り扱つていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、ほかには質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第27号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第27号：愛西市職員定数条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従ひ、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

この議案は、3本の条例についての一括した一部改正の条例であります。

まず最初の職員定数条例についてであります。今回の改正については、実質的な総合計の数の見直しということではなくて、部課を変更するという感じの改正でありますけれども、市長は、定数の見直しの問題について、これは新市の課題だということで、たびたび言及をされていますけれども、先ほどの組織・機構の改革の問題と絡むかもしれませんが、どういう方向でこれから定数の見直しについて検討を行っていくのか。現在、まだ十分な検討が行われていないとしたら、今後どういう方向で検討しようとしているのか、もう少しはっきりとした説明をしていただく必要があるだろうと思いますので、御説明いただきたいというふうに思います。

2点目は税条例の問題ですが、この都市計画税の削除の問題は、これも新市で検討するという文言が合併協議の中であったと思いますが、都市計画税については、課税を検討しようとしていたけれども、検討の結果、課税は行わないというふうな結論を踏まえて削除をするということになったのかどうか。単なる文言上の、うっかり入れてしまったので削除するという事なのか、そのような深い意味があるのか、説明いただきたいというふうに思います。これも、特に佐織地区、佐屋地区の住民の皆さんにとっては明確にしていきたい問題だろうと思いますので、この際、市長の考えを伺いたいというふうに思います。

それから、3点目は手数料軽減の特別条例の一部改正の問題ですが、この問題については、今回、その後も教育の問題がありますが、こうした条例の字句を直すことについては、当初、6月議会の前後の議論では、条例の文言については、意味が変わらないような改正であれば、別に議会に条例改正案を出さなくて訂正しても構わないかのような、幹部の皆さんからの言動をお聞きしていたものですから、私は、国の法律が一言一句変えるにも改正が必要なように、市町村の条例についても、たとえ意味内容は変わらない改正であったとしても、議会ですべて議決を経ていくというのは当然のことですので、なぜその辺が揺らいでいたのかということは6月議会にも非常に疑問に感じておりましたけれども、どのような検討を行って今回のような条例改正案として提出となったのか、わかりやすく説明をいただきたいというふうに思います。

#### ○総務部長（杉山政男君）

定数の実質的な見直しを行うつもりがあるかというような御質問でございますけれども、この定数条例につきましては、提案のときにも御説明させていただきましたように、今回の改正に伴いましては、総定数が変わるわけじゃなくて、水道事業の関係を企業会計という観点からきちんと明確化することで判断させていただきました。そして、この定数の実質的な内容でございますけれども、今後、定員管理を定めてまいりたいと思っております。その中で見直しを進めていきたいと考えております。

それから、2点目の都市計画税の検討の件でございますけれども、これにつきましては、愛西市の税条例の一部改正に係る議案の説明の中でも、税条例を再検討と申し上げましたが、これは再点検を行ったということでございます。あくまでも都市計画税の条例が、制定してい

ないにもかかわらず、一部税条例の中に都市計画税に係る文言が記載されていたので、それを今回は単なる記載事項の修正ということで削除させていただくものでございます。ただ、海部西部4町村合併協議会において、都市計画税は、先ほど議員も申されましたように、現行のとおりに課税しない。ただし、今後の都市計画事業の状況を勘案し、新市において検討を行うものとするとなっておりますけれども、これは都市計画税の見直しや総合計画との中で判断していくということでございまして、今回におきましては全く意図はございません。ただ、先ほど申し上げましたように、字句の修正ということでございまして、現行のとおりに課税しないものでございます。

それから3点目の件でございましてけれども、以前6月の時点でございましてけれども、合併の先進地でも対応がまちまちでございました。でも、その当時は合併混乱時期に作成したもので、誤謬訂正ということで考えておりましたんですけれども、その後、内部打ち合わせ等によりいろいろ検討した結果、永井議員がおっしゃったような、臨時議会で専決をいただきましたこの愛西市の条例が本条例ということに判断いたしまして、今後その問題について、今回改正をお願いしたものでございます。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えをいたします。

定数の件、先ほども議案第22号で助役が申し上げました。総合的な庁舎内職員の見直し、機構、組織など、そして構造改革も考えていく中で、当然職員の定数も見直して進めていくという考え方を持っております。以上です。

#### ○38番（永井千年君）

だから見直しの方向について、何を今どのように考えてみえるのかということについて質問をしているんです。見直しというのは、ふやすのか削減するのかと。削減するとしたらどの程度削減するのかと。先ほども津島市との比較がありましたけど、そのように単純に他市と比較して、多い少ないの議論だけでも削減が行われてくるとしたら、それはもう住民サービスの低下にもつながることになりますので、非常に私は危惧をしておるところでありますので、その点は御答弁いただけないでしょうか。

それから定員管理を定めていきたいというのは、意味合いはどのような形で定めていくのか、ちょっとよくわからないもんですから、その定員管理の手法についてちょっと説明いただきたいと思います。

都計税については、総合計画の中で判断をしていくということなんですが、これも非常に判断していくというのは抽象的な方向で、やっぱり市民の関心は、都計税を制定する方向で検討が行われるのか、当分は都計税については制定しない方向で検討が行われるのかということについて非常に関心がありますので、どういう方向で考えてみえるのか、ちょっと今の説明ではわからないんですが、いかがでしょうか。

それから、3条については、今後この誤謬訂正というような形での条例の文言の訂正というのは行わないと。すべて条例改正案として提出をして、必ず議会で議決していくということ

確認したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○総務部長（杉山政男君）

いわゆる定員管理の件でございますけれども、これは、今回国の方から集中改革プランを作成ということが出てきております。その中で、定員管理の適正化ということで、退職者数及び採用者数の見込みなどを明確に数値目標を立てて進めよということになっておりますので、今年度じゅうに何とかそういうものを作成していきたいと考えております。

それから、都市計画税でございますけれども、現時点では、合併して間もないということもございまして、先ほど申し上げましたように、今後、特に都市計画の見直しでございますけれども、これは5年に1回ありますけれども、そういうものの中の見直しで都市計画がふえるというような問題もございまして、そういうものを含めた中でまた判断していきたいということで、現時点では、今申し上げることができません。申しわけございません。

それから、3点目の誤謬訂正の件でございますけれども、そういう先ほども申し上げましたような考え方で今後進めたいということで、今回の中でも教育の関係の誤謬訂正が出ておりますけれども、それからこちらの方の特別条例も出ておりますけれども、そういう形で行ってきたいと考えております。以上です。

○市長（八木忠男君）

定数につきましては、増は考えておりません。当然減であります。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第28号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第28号：愛西市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたしまして、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

今回字句訂正ということで、この条例案が出されたわけではありますが、この5条例の中で、前回の説明の中で気になった点について質問します。

愛西市学校体育施設の開放に関する条例の第8条において、「教育委員会は、使用者が第6条の規定に違反したとき、公共の福祉のためにやむを得ない理由があるとき」、ほとんどが事由としているものを、ここだけが理由として残っているということに関して、なぜなのか。事由と理由の違いはどこにあるのかということ。それともう一つは、それと同時に、実はそれ以外の、例えば市の公民館の設置条例等では、「公共の福祉のため、やむを得ない事由」という

ふうになっているわけで、その辺についてきちっと説明をしていただきたいというふうに思います。

**○教育部長（八木富夫君）**

今回、第8条の関係、旧条文では2条あったわけでございます。それを整理させていただいたという御説明をさせていただいたわけでございますが、先ほどおっしゃっていただきましたように、教育委員関係の条例の、それぞれ旧町村の場合、事由と理由がそれぞれ入り交じっております。それで、新市において、すべて「理由」を「事由」に変更したわけでございます。そうした中で、今回4本お出しした部分を落としておりましたので、字句の一部改正をお願いしたわけでございます。

そうした中で、第8条につきまして先ほど申し上げましたように、1項と2項、改めて条文を整理して上程させていただきましたんですが、大変私どものミスで申しわけございませんが、この「理由」の部分も「事由」にするべきところを誤ったというのが、今回の御質問をいただいた内容でございます。大変申しわけございません。

**○13番（真野和久君）**

ささいな間違いではありますが、先ほど永井議員が言われましたけれども、答弁の中でもありましたが、条例に関しては議会に付して改正をしていくという中では、今こういう形になると、今後もう一遍これを直しをしなければなりません、それについてはどういう形で行うんでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

当然早い時期に訂正をお願いしたいというふうに考えておりますので、今後、議会事務局等と相談をさせていただきまして、しかるべき提案をさせていただきたいと考えております。

**○13番（真野和久君）**

軽微な、ある意味字句の訂正ですので、できれば本議会中に訂正するようにやっていただきたいというふうに思います。

それと、今回、議案第28号及び先ほどの議案第27号の中では大体字句訂正等が行われてきたわけではありますが、今後、まだ条例等については見直しをする中で字句の訂正等が出てくるのでしょうか。そうした作業などの計画とか予定とかがあれば、それもお尋ねしたいと思えます。

**○総務部長（杉山政男君）**

前6月議会等、その後、幹部会議等で、すべて見直しという指示はさせていただいておまして、今回いろいろこういう形で出てきたわけでございますけれども、人間でございますので、確かに見落としとかそういうこともあるかと思いますけれども、またその発見したときには、こういう形で出させていただきたいというふうに考えております。

**○議長（横井滋一君）**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]



ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第29号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第29号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第30号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第30号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第31号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第10・議案第31号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第33号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第33号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

54番・太田芳郎議員、どうぞ。

○54番（太田芳郎君）

議案第33号のこの補正予算（第2号）について、御質問をさせていただきます。

まず、本題に入る前に、この提案理由の説明につきましては、9月9日、定例議会の初日でございますが、提案理由の説明がございました。そのときに、これは企画部長が御説明をされ

ましたですね。それで、2町2村が合併をいたしましたから、当然議会の関係も若干の相違はあることはもちろん承知いたしておりますが、本来から言いますと、担当部長が一番詳しいわけでありまして、説明された方が我々としても非常にわかりやすいというふうに思いますので、その点についてまず一つお伺いしたいということでもあります。

そこで本題に入りますけれども、この予算書の11ページの農林水産業費の農業土木費、19節・負担金、補助及び交付金の件でございます。補正額 159万 4,000円と計上されております。これは、ここに書いてあるとおり湛水防除事業の負担金と、このようにうたっておりますが、当然この湛水防除事業というのは御承知のとおり県営でやる事業でございます、それに採択されればそれに従っての各市町の応分の負担が出てくると、こういう制度でございます、特に排水機とか水路とか、そういった問題につきましては、この補助制度に乗っけていくというのが一般的であろうかと思えます。

そこで、この第33号の補正予算の概要、A4の概要の中の説明を読みますと、いわゆる立田排水機場が竣工してから既に25年以上が経過をし、各機器に老朽化が進み、排水機維持管理上支障が出ておると。したがって、早急に整備計画が必要であることから、平成18年度を目標に進めているが、事業採択を受けるについては予防保全計画書の作成が必要であるため、この辺が問題なんです。負担金として、立田輪中悪水土地改良区の排水機場の修繕工事費負担金 159万 4,000円、今回計上されている部分でありますね。このように説明があるわけでありまして、それで、本来、この事業の制度上から言いますと、この事業採択がされて、工事が始まって初めて工事費負担金という形で計上されるのが本来の姿ではないかなと思います。

したがって、このように説明書きをされますと、この18年度に事業採択を受けようと思って準備をしておるが、既に工事費分担金として出てきておるということは事業採択されておるのかなあと錯覚をするわけですね。したがって、実際、これはまだ事業採択を受けるための準備段階の話でありまして、この予防保全計画書を県に提出して事業採択を受けるという段取りだと思いますが、まずその保全計画書、これは私が推測するのには、恐らくコンサルか、土連だとか、そういったプロの方に委託をされると思うんです。そうしますと、ニュアンス的には委託料的なニュアンスがあるわけです。いろんな土地改良区の、立田輪中の方の中のいろんな御事情があつてやられたとは思いますが、まず、この計画書を委託するのにどのくらい予定をされておるかということですね。

それと、これの部分につきましては当初予算は6月に提出されまして、審議をされて、議会を通過しておるわけですがけれども、当初予算に 1,644万 6,000円が計上されております。補正額を合わせますと 1,800万円ぐらいになります。したがって、この 1,800万円の内訳を、当初予算のときの内訳をちょっと聞き漏らしちゃったわけでありまして、そこら辺もひっくるめてお答えをいただきたいと思えます。

以上でありますので、よろしくお願いたします。

#### ○助役（山田信行君）

まず最初に御質問をいただきました、一般会計補正予算の説明の仕方につきまして御指摘を

いただいたわけで、本当に恐縮をしております。

実は今回の補正予算、補正の間口が狭かったがために、財政を担当する企画部長お一人に説明を任せただけで、その辺、一部に不十分な説明をしております、本当に申しわけございませんでした。

今回企画部長にお願いをしましたこれには前提条件がついておりまして、12月議会からはそれぞれの担当部長が説明をする前提で、今回は企画部長にとりあえずお願いしようということに進めてまいりましたので、この12月議会からは、御指摘をいただきましたように、きちんとした説明をしていきたいと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

太田議員さんの御質問の関係でございますが、これにつきましては、御指摘のように、実務上の内容につきましては委託費という形になります。それで、少しその辺の事情を説明させていただきたいと思うんですが、名称は立田輪中悪水（土地）で立田排水機場機械修繕工事費負担金となっておりますが、後から、その6月議会に上程をさせていただきお認めをいただいた内容内訳を、御説明の際も出てきますが、委託に係る部分もちちらの方でお願いをしていた経緯がございます、今回の予防保全計画書の作成に伴う委託につきましても、ちちらの方の負担金ということで計上をさせていただきました。よろしくお願いをしたいと思います。

それで、御質問の中でお話のありました、委託料は全体的に幾らぐらいになるのかという御質問でございますが、予定といたしましては207万9,000円。それで、愛西市負担分が、旧の立田村の方が57.1%と、旧の八開村が19.49%、これを足しました76.67%が愛西市負担分になります。それが、ちょっと端数はあれしますが159万4,000円ということで、今回の補正をお願いした金額でございます。残りの23.33%を立田輪中悪水土地改良区が負担をするという形になっております。

それから、2点目の当初予算分の内訳でございますが、まず土地改良施設維持管理適正化事業25期生分、これが92万40円。それから26期生、ちちらの方が107万7,213円。それから27期生ですが、ちちらの方が236万5,269円。28期生の方が231万9,267円。29期生の方が274万952円。それから、単独土地改良事業鵜戸川支線水路堤塘補修ということで、ちちらの方が122万6,720円。それから基幹水利施設管理技術者育成支援事業ということで、ちちらの方が69万30円。それから排水機場の点検整備ということで174万4,242円。それから排水機場の整備補修、いわゆる配電盤とかコンデンサー等の取りかえの関係ですが、ちちらの部分で188万6,849円。もう一つ同じ名称で、これはいたずらをされる可能性がありますので、監視カメラの整備の関係に充てておりますが、そちらのお金が54万7,424円。これから申し上げる二つが、今回補正でお願いしておりますように、実際の工事じゃなくて委託の部分になるものが出てきますが、そのうちの一つが鵜戸川の水質検査、これが28万3,679円。それから除じん清掃作業の関係で64万4,028円。いずれも補助を受けている事業につきましては、補助金を差し引いた、いわゆる地元負担に係る部分を、先ほど申し上げましたような負担率の形で愛西市として負担をしていくということで、当初予算に、先ほど申し上げた合計をしていただくと、端数は除

きますが 1,644万 6,000円と、今回ぜひともお認めをお願い申し上げたいわけですが、159万 4,000円、合計しますと 1,804万円になるわけですが、こういう形でお願いをしておりますので、ぜひとも御了承いただきますようお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

#### ○54番（太田芳郎君）

それじゃあ再度質問をさせていただきますが、先ほどの説明で、いわゆる当初予算、そして補正額をひっくるめて 1,800万円、この内訳を御説明いただきましたが、先ほどの話の中にもありましたように、僕の調査によりますと、配電盤が漏電をして火災を起こしたというようなことは聞いておりますし、それを緊急で直したと。特にこういった施設は、御承知のように台風とか集中豪雨等、故障したら大変でございますので、即直さなきゃならんと、こういうことでありますので、その点は重々わかるわけですが、この配電盤の修理は、聞くところによると、16年度、いわゆる立田村の、まだ合併以前の中でおやりになったと、こういうことだと思うんですよね。それが、3月31日でそれぞれが閉庁して、4月1日から愛西市になったわけでありまして。どうも内容を聞いておりますと、本来16年度、例えば立田村さんでおやりになったことだと、それは立田さんできちっと処理をしていくべきであります、それが愛西市になってもその部分の負担金が出てきたというふうには受けとめられますが、その点はどうでしょうかね。そういうふうには僕は受けとめるんですが、間違っていますか。その点がまず一つ。

それと、一番大事なことなんですが、これは愛西市の区域内にはこういった排水機場がたくさんあるわけですね。それぞれ建設以来、何年かたっておるのも御承知のとおりでありますし、私ども地域の排水機場も35年を経過して、ことしも予算に入っておりますが、修繕をしますと、こういうこともありますので、その辺の現状を把握しておられるかどうか。そして、故障したからすぐ直してくれといっても、大変これは大きな金もかかるから、県の対応もできないだろうと、こういうことがありますので、その辺の計画、5ヵ年計画ぐらいを常に県の方に要請をしていく必要があるかと思うんですよね。したがって、そういった、当然準備はされておるとは思いますが、その辺のところをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

16年度、配電盤の火災が発生したのは事実でございます。ただ、緊急的な措置はしておきませんと、いつどういう災害が発生するかわかりませんので、低地で暮らす私どもの地域としては、それは重要なことかと思っております。

ただ、それを全面的に改修するとなりますと、何百万とか、ちょっとしたお金では対応しかねますので、事業的に補助的な支援をいただける事業を立田輪中悪水土地改良区の方で探りまして、その結果、緊防とか農業水利施設保全対策事業、そういった事業の中で、きちんと整備をしていきたいということで、その事業化をするためには、先ほど申し上げましたように、保全計画書を提出して、きちっとその計画をお認め願うという形をとらなければなりませんので、今回お願いをした次第でございます。

それから2点目の、市内に排水機場が幾つかあると。その辺の把握をしているかというお話

と、その準備計画がなされているのかということですが、排水機場が幾つかあるということと、先ほどの年数の大まか的なことについては承知をさせていただいておるつもりですが、先ほども申し上げましたように、例えばどこがどういう状況で傷んできているとか、詳細なことまではまだ十分に把握いたしてはおりません。各町村からの職員さんからそういった細かい事情等もお聞きをして、必要があるものについて、これからどういう事業の計画に乗っかっていくといいかということをお協議検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

**○54番（太田芳郎君）**

ちょっと答弁漏れがあるんだけど、16年度で処理をされているので、それが本来なら当時の立田の方の、財布は一緒になっちゃったものですからね、合併したら。財布が一緒になっていない前の話ですから、その辺の絡みはどうでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

合併していないときにどうしてやらなかったのかという御質問かと思うんですが、例えば、旧立田村だけのお名前をお上げになっておみえになりますが、立田輪中悪水土地改良区の管理しております排水機場につきましては、旧立田村と旧八開村が構成団体になっておりますが、この2町村の関係でできなかったのかというのは、先ほど最初に申し上げたんですが、緊急的な修繕は当然やったわけなんです、他の修繕項目とあわせてきちとした対応をするにはすごい金額がかかるということで、そういった補助事業等に乗っかってきちと修繕をしたいということで、ことしの3月31日までにきちと配電盤等を整備しかねたということで御理解をいただきたいので、よろしくお願いをしたいと思います。

**○議長（横井滋一君）**

議案第33号につきまして、まだ5名の通告がありますので、これで暫時休憩をとりたいと思います。この議場の時計で25分から再開いたしますので、お願いいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

**○議長（横井滋一君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、25番・中島義雄議員、どうぞ。

**○25番（中島義雄君）**

議案第33号の愛西市の一般会計補正予算について質問いたします。

6番の農林水産業費の関係で備品購入費について、どのような内容ですか。そして、これはどういうふうに使われるのか、お尋ねいたします。

それからあと土木費の関係ですけど、この関係で歩道設置工事について、どういう内容なのか、市の単独事業ということですが、その内容について説明願いたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

まず、御質問の2点のうちの1点目、水田農業関係の備品購入費の関係でございますが、こ

れにつきましてはどういうふうに使われるのかということなのですが、概要の説明の中でも御説明をさせていただいたと思いますが、紙折機1台、それから公用車を1台お願いするものでございます。

その使用方法の関係の御質問も兼ねて御質問かと思うんですが、経済課に今実際車がありますのは2台でございます。当初、経済課への配備計画につきましては、6月議会で御承認いただいた予算書を見ていただければわかることかと思いますが、3台の予定をお願いをしておりました。6.1.6の農業施設管理費で1台、6.1.7の水田農業構造改革対策費で2台でございます。

しかし、この水田農業構造改革推進費補助金をもって購入できる可能性がありますことから、とりあえず6月の時点では、需用費その他補助金対象経費に当たるものに割り振っておりましたが、補助金交付決定額が、当初予算を上回っていただけることとなりましたので、需用費等で執行見込みのなくなった予算額を整理することによりまして、先ほど申し上げたような備品を購入いたしたく、今回、議会をお願いを申し上げました。

それと、土木費の関係の歩道設置工事について、なぜ市単独かというお尋ねでございますが、これにつきましては、尾張西南部地区の広域営農団地農道整備事業、通称広域農道事業と言っておりますが、県営事業として平成5年度から工事に着手をいたしておりまして、愛西市を縦断するような形で事業が進められておりますけれども、その事業は、車道2車線、片側歩道として施工されるということは、議員の皆さん御存じのことと思います。旧八開村におきましては、もう一方の片側につきましても歩道設置工事を、当時は八開村ですので、村単独事業として施行されることを決められまして、そのことが新市へ申し送られてきていることから、こういったような形をお願いいたしております。よろしく願いをいたします。

#### ○25番（中島義雄君）

最初の方の備品購入費の関係については必要かと思うんですけど、これからの中で不法投棄の問題や、無断転用、そして耕作地の問題にもぜひ有効に活用していただきたいと思います。

もう一つの土木費の関係ですけど、これも私も現場を見て実はびっくりしておるんですけど、八開の方では、今説明があったように、両方に歩道をつけるということですけど、佐屋地区では西保町では片方だけで、今そういう広域農道の関係が進んでおるということであると、やっぱり愛西市でも違ってくるような状況で進みますので、この辺では私はこれからの課題の中では県単独事業を中心に、やはり予算の関係でもきちんと節約していくとか、そういう格好にしていかないと、これは随分長い工事ですし、費用も相当かかるということで、やはりこう思いますけど、その辺は、今後の計画についてどのように考えてみえるのか、お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

中島議員のおっしゃること、ごもっともかと思いますが、私ども職員といたしましては、合併関係で調整された内容に沿って、新市としても引き継いだ以上は、作業として進めさせていただくべきではないかというふうに思っておりますので、御理解をいただきますように、よろ

しくお願いをいたします。

○25番（中島義雄君）

そのときは新市で受け継ぎましたけど、来年度の予算の中で、八開地区については今回補正が出たというふうに聞いていますけど、今度愛西市になって、来年度の関係ではきちんとそういう工事計画の内容、それから予算についても同じような格好にしていくということを要望して、質問を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

大きく2点についてお伺いしたいと思います。

最初にアスベストの問題についてお伺いしたいと思います。

私の方には近くにこんな現場があるんですけど、周辺でがんで死ぬ人が多いんじゃないかとか、そんな心配の声が届いております。国内利用が1,000万トンと言われて、そのうち9割が建材製品に利用されているとのことですので、民間施設での使用状況とか、家屋解体現場の労働者や周辺住民から健康上の心配の声など市に届いていないか、またそれらの情報をどう扱っているのか、1点、お聞きしたいと思います。

それからもう1点、アスベスト問題につきまして、愛西市ではございませんが、お隣の稲沢市にありますトーヨーボウルがアスベストが使われているということでお伺いしておりますけれども、すぐ佐織地区に隣接しているということで、何か問題が起きれば当然愛西市にも影響することですので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

アスベスト入り石膏ボードということで、飛散は少ないと私も考えておりますけれども、現場に行かれてわかりますように、あの朽ち果て方を見ますと、いつまでも安心していただけるような状況ではないと私は考えております。現在、建物はだれが安全管理をしているのか、また、将来にわたり安全と言い切れないアスベスト問題の監視を今後どう対策が考えられているのか、そのような情報がありましたらお伺いしたいと思います。

それからもう1点、アスベストの使い方につきまして、いろいろ吹きつけとか、表面を樹脂で固めるとか、断熱材に利用するとか、いろんな使い方があると思いますけれども、公共施設におきまして、目視で確認できるような箇所があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

以上、アスベストについて3点、お聞きします。

それからパソコンの購入が12ページの方にありますので、ちょっとパソコンについてお伺いしたいと思います。

この電算部門につきましては、土木建設の方が市民の方から大変厳しい目が向けられておりますけれども、第2の公共事業ということでお金がどんどん流れるという可能性がありますので、電子部門についてもこれから市民の方から大変厳しい目が向けられていく部門ではないかなあというふうに思っております。一たん契約しますと、そのシステムの保守とかカスタマイ

ズの方が、その業者しかできないということがありまして、やはり相手側の言い値になるということがありますので、今後、大変注意をして導入していく必要があるかと思えます。その点、私も立田村のときから、しつこくこのパソコンの問題、電算の方については質問させていただいておりますけれども、今、市が所有しているパソコンの台数と、パソコン1台当たりの職員数についてお聞かせいただきたいということと、今回予算がとられているパソコンの保守の委託料ですけれども、この内容について御説明いただきたいと思えます。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

アスベストについてでございますが、先ほど、そういう相談等がないかということでしたが、健康相談等は現在のところは聞いてはおりませんが、何分にも石綿ということで、医療機関等、医療等も非常に複雑になってまいります。市として対応ができるのかということもでございますが、ある程度そういう相談箇所等を、もし相談があればお教えするような形で、特殊な形になろうかと思えますので、そんな体制をとりたいと思っております。

そんな中で、トーヨーボウルの件が出てまいりましたが、私ども愛知県尾張事務所環境保全課に問い合わせをいたしました。現場調査を行った結果、解体をしないのであれば、飛散の可能性はないとの回答を受け取っております。

また、管理責任について稲沢市に確認をいたしましたところ、ここは組合組織になっておるようでございますが、現在連絡がとれないような状況であると伺っております。したがって、稲沢市に、何とかそこら辺連絡をとっていただくようお話をしながら進めておるところでございます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

教育関係についての目視の関係を御答弁させていただきます。

目視によりますところの確認につきましては、私どもは、やはり目視といいましても、技術者、設計者等の目視というふうに判断をいたしておりますので、我々職員が目視では無理だというふうに考えております。

そうした中で、教育委員会施設におきましては、昭和62年ごろに話題になりました後に、63年ごろ、翌年ぐらいだと思いますが、当時、目視で確認ができたところにおきましては、粉じん抑制材といいますか、吹きつけ等を行って封じ込めをした形でそれぞれの処理がされておりますので、御報告をさせていただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方からは2点目のパソコン導入の関係で、市所有のパソコンの台数は、それから1台当たりの職員の数ということ、これは現状、市所有のパソコンの関係につきましては企画部情報管理課の方で掌握をしておりますので、そういった関係から私の方からお答えをさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それで、現状を申し上げますと、現在、愛西市のパソコンにつきましては771台所有をしております。内訳といたしましては、購入したものが120台、それからリースで対応しておるパソコンが651台というふうになっております。



それで、771台のそれぞれの内訳があるわけでございますけれども、いわゆる住民記録とか、税等のシステムを使用する端末機が108台、それから生活保護、あるいは戸籍等、特定のシステムに使う端末が223台、あと、職員が1人1台パソコンということで、職員が個々に使用するパソコンが440台という内訳になっております。合わせまして771台と。

それで、1台当たりの職員数というお尋ねをしておみえになりますけれども、いわゆる1人当たりの配備率という形でお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。それで、現在、愛西市の職員593名おるわけでございますけれども、その中から用務員さん、あるいは調理員さんを除きますと、事務職の関係で538名おります。したがって、771台を538で割りますと、大体1人当たり1.4という現状の配備率ということでございます。よろしく願いをいたします。

### ○3番（吉川三津子君）

アスベストについて、今後情報が集まったときにどうするかという仕組みづくりが必要ではないかと思うんですが、これから県、国の方、いろんな対策が出てくるとは思いますが、いろんな市の持っている情報が、県・国の方に伝わるような仕組みづくりが必要だと思いますので、その辺、ぜひそういった届いた情報が上部の機関の方に届くように、1点、これは必要かなということ、ちょっと感想として述べさせていただきます。

それからトーヨーボウルの件ですけれども、これは解体しなければ問題がないということですが、私、現場の方を見てきたら、窓ガラスは全部割れているし、天井も落ちてきているし、解体と同じような状況になってしまっているのではないかと、本当に緊急な建物ではないかと思いますが、今までずっと放置されているんですけれども、県が関与するようなお話があるのかどうか、その辺ちょっと1点、お聞きしたいと思います。

それからあと、吹きつけにつきましては、アスベストの目視の件ですけれども、職員の方がある程度見ていらっしゃる部分もあるけれども判断がつかないというお話でしたが、そういったものを優先的に技術者の方に報告されて、優先的に見ていただいて対策がとられる予定なのか、その点についてお聞きしたいと思います。

### ○市民生活部長（藤松岳文君）

トーヨーボウルの関係でございますが、私どもも現場を見させていただきまして、窓ガラス等、割れてしまっている、そんな状況を愛知県の尾張事務所環境保全課の方にお話をしまして、こんなような状況であるので早急な対策がというようなこともお話をしながら、そんな中で保全課の方としての考え方としては、解体をしなければというようなお話になったわけでございます。できるだけ私どもの情報も県の方に伝えながら対応してまいりたいと思っております。

### ○教育部長（八木富夫君）

目視の調査の関係でございますが、今回補正予算でお願いしております中に、当然目視でも調査をいただき、その結果をいただくことになっておりますので、そのようにお願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、4款の衛生費、2項1目11節1.消耗品費45万円について伺います。

説明では、廃乾電池プラス集積場の回収箱 300箱分とお聞きしましたが、それは、それぞれの地域に幾つか、また箱の形はどういうものか、それから、佐織地域では今まで拠点箇所に設置されていたけれども、引き続き利用できるのか、それから回収の頻度はどのようになっているのか、お聞きします。

○市民生活部長（藤松岳文君）

廃乾電池の回収ボックスについてでございますが、この箱につきましては、瓶を集めておる箱でございますが、それより一回り小さいプラスチックの容器になります。また、ふたはついておりません。設置場所については、佐屋地区で 280、立田地区で70、八開地区で30、佐織地区で 470カ所ございます。また、従前から進めております拠点回収場所については、今までどおり使用していただけるような考え方でおります。

それから、回収回数でございますが、年3回、回収を実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○16番（浜本七重君）

集積場に設けられるということでは、本当に大変便利になるかと思ひますけれども、年3回の回収月というのは、まず1点、どの月か。

それからあと、ふたの問題ですけれども、これは雨にさらされると水銀が出てくる可能性もありますけれども、扱う人の体に悪影響が出ないかどうか、その辺ではふたつきを希望しますけれども、その改善は今のところ考えていないか、お願ひいたします。

○市民生活部長（藤松岳文君）

先ほどお話ししました回収箱によりまして、当然、出されてすぐ回収をいたします。雨等、降る場合もございますが、すぐ回収いたしまして、こちらの方でドラム缶に移します。一時の雨で乾電池がそれほど腐食するとも思われませんが、できるだけそういうことのないように、当然出された日に回収をいたしますので、その点、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、回収月でございますが、2月、6月、10月を予定いたしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○16番（浜本七重君）

先ほどの佐織の拠点地域についてはそのまま引き続きやられるということで、大変ありがたいと思ひます。

それから雨の問題についてでありますけれども、2月、6月、10月の回収で、それまで住民の方は持っているわけです。必ず新しい形の乾電池が出るとは限りません。回収される人にお聞きしましたところ、随分黒いものも雨の場合は出てくるということでもありますので、ぜひその辺、ふたについても考えていただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、20番・小沢照子議員、どうぞ。

○20番（小沢照子君）

私は、ただいまも御質問ございましたアスベストの件でございます。

両方合わせまして2,100万円余りで、非常に高額の予算だと思いますが、この調査内容をお聞かせください。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、私の方から教育関係について御説明をさせていただきます。

教育関係の施設、お手元の一覧表で40カ所ほどあるかと思いますが、既存の建物に現在使用されております飛散性のアスベスト、また非飛散性のアスベストを完全に撤去することを目的といたしております。そうした中で、撤去の建材名及び使用されております場所、数量を把握することを目的といたしております。それで、調査内容といたしましては、まず、建物の新築時におけます仕上げ表をもとに、また、それぞれ改修等を行った場所につきましては、新たな使用材料を明らかにしていただきます。そして現地調査も行いまして、建物の現在の仕上げを明確にした上で、設計図面との違いのないことを確認いたします。次に、それぞれアスベスト製品の製造時期等々についてのリストがございますので、それに当てはめまして、製品の製造時期からアスベストの含有、有無を判断していただきます。次に、使用材料の分類によっては、石綿を含有する物を確認が必要な場合、最終的にエックス線等によります定量分析等も最終的には行っていきたいというふうに考えております。そして、図面に記載がなく、判断ができない材料等々につきましては、現地調査を最終的に行って、調査をしたいというふうに考えております。このような形で、今回補正をお願いするものでございます。

○20番（小沢照子君）

各施設でございますが、設計図は全施設ございますか。

それから、先ほどの御答弁の中で、教育関係の施設、これは以前に、昭和63年ごろですね、調査をされたというふうにお聞きしました。その結果、封じ込めをしたところもあるということでございますが、ここも今回調査はされるのか。それから、ただいま成分分析のお話がありました。これは検査機関に委託をされると思いますが、同じ検査でも、公の機関と民間とではコストが違うと思います。ですので、どの機関に委託をされるのか、お伺いをいたします。

○教育部長（八木富夫君）

まず、委託機関の考え方でございますが、教育関係につきましては、それぞれ学校を設計してくれました設計者がございますので、基本的に私どもが今考えておりますのは、各それぞれの設計者、現在いないところもございますが、技術者という形を考えますと設計者に見ていただきたいと考えております。

そして、以前に措置がされておる場所をどうするのかというお尋ねでございますが、当然、当時粉じんの抑制剤の吹きつけをされておる場所についても、今回改めて状況を確認したいというふうに思っております。

成分調査の委託先でございますが、この成分調査を委託する場合におきましては、調査を委託したところから、まず成分調査をするかしないか、我々教育委員会の方と協議をした結果、しかるべき委託機関へ委託をするものと考えております。

○20番（小沢照子君）

この成分分析の件でございます。私が調査いたしましたところ、その民間と公の機関では、コストが随分違うというふうにお聞きをいたしました。この成分分析の仕方、これは御存じだと思いますので、少し御説明をお願いいたします。

○教育部長（八木富夫君）

成分分析の細かい内容につきましては、ちょっと私も勉強が不十分かもしれませんが、今聞いておりますのが、有限会社東海技術センターというところがあるようでございます。こちらの方の機関へ、この近所ですと委託をするというふうに承っております。

○20番（小沢照子君）

最初に申し上げましたように、非常に高額の予算計上でございますので、できるだけ同じ検査で同じ結果が出るのであれば、コストの安い民間の方が安いとお聞きしておりますけれども、そういう検討もぜひなさっていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

補正予算のところでは3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点ですが、今回の補正予算で人件費の時間外勤務手当が、総務費で180万円、民生費で170万円、国保特別会計で600万円、介護保険で400万円計上されていますが、一番多く時間外勤務しているのは国保特別会計のようですが、最高何人で、何時間の残業をしているのですか。また、なぜ時間外勤務をしなければならないのか、その理由を具体的にお聞かせください。

2点目として、アスベストの問題、今2人の方がお聞きになりましたので、重複を避けてお聞きしたいと思うんですが、アスベストは、早くからがんとの関係が明らかにされていながら、じん肺法や大気汚染防止法など、甘い基準ではあっても対策が必要とされてきました。そういった意味で放置され続けて、最近になってまた日々新しい状況が報道されている状況で、被害が広範囲に広がっているということが明らかになりました。以前も学校などの調査が行われて、その当時はすべての施設でアスベストを取り除くなどの対策がとられてきたのか。今のお話ですと吹きつけてという状況ですが、そういう点で、以前はそういうふういきちっと行われたのかどうかということが1点と、今後は被害拡大を防止するためには、石綿がどこに使われているのか、正確に把握することが不可欠の課題だと思います。そして公共施設で使用されているアスベストをどのように取り除いていくかというのがやはり大きな問題となってきます。そういう点では、長期的な計画を持ちながらそのまま放置することのないように対策を立てていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

3点目ですが、墓地の使用料の還付金が計上されておりますが、現在使用されていない墓地は、佐屋地区、佐織地区も含めてどのくらいの墓地が何ヵ所あるのか、また、今後愛西市として墓地の募集についてはいつごろ計画をする予定になっているのか、お聞かせください。

#### ○総務部長（杉山政男君）

まず人件費の関係でございますけれども、今回補正をお願いしておりますのは、会計室、それから国保、介護、それから民生費ということになっております。その内容を少し御説明させていただきます。

会計室につきましては、これは全体のことでございますけれども、予算の組み方の件でございますけれども、合併して勤務状況がわからない状況でございましたので、すべての課において本給の10%ということで計上させていただきました。

そして、会計の関係でございます、その内容につきましては、4町村、電算事務、いわゆる財務会計システムでございますけれども、それがばらばらでございました。そしてそれを統一する必要があったために、いろいろ検討した結果、経費の一番安い、いわゆる旧佐屋町方式を採用したものでございまして、その関係で支出調書等の作成方法が各担当課への事務指導に非常に時間を費やしました。その関係で4・5月が時間外がふえておるわけでございます。

それから、支出調書の枚数においても、思ったように合併効果があらわれていません、今の段階で。それで、合併後の支出調書の枚数は、4月 2,241枚、5月 3,259枚、6月 3,342枚、それから7月 3,574枚と増加傾向でございます。また、年末年度末におきましても増加が予想されます。また、年度末においては国勢調査の調査員の方や消防団の方々の報酬の支払い、それから源泉徴収票の発行、発送といった業務も出てまいりますので、今回補正をお願いするものでございます。福祉関係については福祉部長の方から答えさせていただきますけれども、先ほど出ました時間外勤務時間数でございますけれども、平均で申しわけございませんけれども述べさせていただきますと、4月は29時間、5月は25時間、6月は14時間、7月は11時間となっております。

#### ○保健・福祉部長（中野正三君）

先ほどの宮本議員の御質問の中で、ちょっと確認させていただきたいんですけど、国保という、金額の高いところのことをおっしゃったようなんですけど、一般会計の議案質疑でございますので、ここで述べさせていただきますとよろしゅうございますか。

私の方からは、一般会計でお願いしましたものは、今御質問の中でありましたように、民生費の保険年金のところ、当初予算が120万4,000円の、これは今、総務部長からお答えをさせていただきましたように、人件費の10%ということでございますが、そこに170万円の補正をお願いしたものでございます。この一般会計での保険年金課の者におきましては4名ございます。この中で、合併直後の時間数というのは146時間でございます。4人の者で、大体三十五、六時間というところでございます。それが時期的に5月、6月におきましては多少下がりましたんですけど、また7月というものは、この所管といいますのは老人保健、そして福祉医療、そして国民年金というものを持っております。ですから、事務の切りかえ等のとき

におきましては、どうしても時間数がかかるということでございます。確かに一つの課、ここで4人おりますし、あとそのほかに国保に6人はおるわけでございますけど、国保自体もまたお願いしているような状況下でございますので、このような状況でお願いをしたというのが現状でございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○46番（宮本和子君）

そういった意味では、極端に時間外勤務の多い部署と少ない部署との関係でいえば、これを是正する必要があるのではないかと考えます。先ほども永井議員から、機構の問題や、またそういった問題が、見直しについての質問もありますが、やはり具体的にこういった時間外手当の問題から考えても、やっぱりそういう点での機構の見直しも含めて、組織の見直しも含めて考えていくべきだと思いますが、その点をどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○総務部長（杉山政男君）

今の件につきましては、永井議員のところで助役の方から申し上げました。いわゆるこの全体的なことでございますけれども、特殊要因を除きまして、全体的には合併直後から、混乱期から見ると時間数も減ってきておりますけれども、10月に、今、助役の方から申し上げましたように、職員体制の見直しをしていきたいというふうに思っております。それから産休や育児休業等を取得する職員もおりますので、その対応については臨時職員等で対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○市民生活部長（藤松岳文君）

墓地の使用料の還付につきましてでございますが、佐屋霊園で11カ所になります。また、佐織霊園では8カ所ございます。今後、ある程度の数になりましたら、従前の例を検討しながら広報紙等で一般公募で募集をしていきたいと考えております。また、時期等についてはまだ検討中でございますので、よろしく願いしたいと思います。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、私の方から御答弁させていただきますが、まず、今までにアスベストを撤去したところがあるかというお尋ねだったかと思いますが、学校関係におきましては、佐屋地区で当初撤去された例をお聞きいたしております。そして、今後、調査を明確にする中で、やはり飛散性のもの、そして準飛散性のもの、飛散性でないものと、大きく分ければこうした3種類に分かれるかと思っております。この3種類をそれぞれ今後調査をいただき、必要なものに関しては分析調査まで行いたいというふうに考えております。

#### ○46番（宮本和子君）

答弁の方で、アスベストの問題ですが、やはりそういう点ではきちっと調査した上で長期的な計画を持たないと、すぐできる問題ではないと思いますので、その点はぜひお願いしたいんですが、その見解をお聞かせ願いたいということです。

それから、時間外勤務手当についても、職員として住民サービスを徹底する上でも、やはり

公平な立場できちっとやっていただきたいと思いますので、その点はぜひきちっと組織の見直しや機構の見直しをしていただきたいと思います。

墓地の問題については、佐屋が11カ所、佐織が8カ所ということで、19カ所あるわけですが、今後はもう佐屋とか佐織地区の墓地の管理ということではなくて、愛西市としての管理という形になると思いますので、どこの地域からも要望があればそれにこたえていくという形が望ましいと思いますので、その点はぜひ早急に検討していただくよう要望いたします。よろしくをお願いします。

○総務部長（杉山政男君）

全体の話になるわけでございますけれども、当然この結果が出てまいります。その結果に基づいて、一度にたくさん出ればその回収方法等に非常にお金がかかります。それで、そういう長期的な考え方で、年割り等も定めながら計画を立てて進めていかなければならないかなあとこのように感じております。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、消防長より発言を求められておりますので、これを許します。

○消防長（古川一己君）

私どもの火災予防条例、議案第25号の真野議員の御質問に対して、少し言葉足らずの部分がございましたので、つけ加えさせていただきます。

条例の中で山林・原野というものは、私どもの市内には該当はありませんと、私、お答えをいたしました。ただし、この土地の登記簿地目の部分では山林原野等の地目というものが存在をしておりますので、私どものとらえ方といたしましては、火災報告取扱要領に基づく山林原野に該当する部分はないということで一つつけ加えさせていただきますので、御了承のほど、よろしく願いをいたします。すみませんでした。

○議長（横井滋一君）

よろしくをお願いします。

ちょっと暫時休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後0時12分 再開

○議長（横井滋一君）

それでは再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第34号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第34号：平成17年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第35号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第35号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第1号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・認定第1号：平成16年度八開村水道事業決算認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第2号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・認定第2号：平成16年度佐織町水道事業決算認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・委員会付託について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第22号から議案第31号、議案第33号から議案第35号、認定第1号、認定第2号、陳情第6号から陳情第13号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

なお、常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおり



りでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

あすの継続議会は午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時15分 散会